

# お知らせ

記者発表資料 | 平成31年2月21日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は不正な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

山口建設株式会社 山口県山口市大内御堀3954

### 2. 指名停止措置期間

平成31年2月21日 ～ 平成31年3月20日 (1ヶ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

山口建設株式会社が代表者である共同企業体が元請として施工していた山口市発注「新山口駅北口駅前広場施設整備工事（4工区）」において、平成29年12月12日、足場の変更の作業中に、下請負業者の労働者が高さ約3.6メートルの足場上から床面に墜落し、休業約1ヶ月を要する怪我を負う労働災害が発生した。

当該業者の現場代理人は、平成30年1月26日、山口労働基準監督署の労働基準監督官が臨場検査を実施した際、労働基準監督官からの質問に対し、当該業者の施工する工事現場内で労働災害は発生していない旨の虚偽の陳述をした。

労働基準監督官の臨場検査で虚偽の陳述をしたことが労働安全衛生法違反となるとして平成30年11月28日に山口建設株式会社と当該業者の現場代理人は労働安全衛生法違反の容疑で山口区検察庁から略式起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上9ヶ月以内</u>



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号): 平日・昼間  
082-511-6064 (直通): 平日・昼間

総務部 契約課長 かわい たかし 河合 高志 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐 さとう ひろかず 佐藤 博和 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号): 平日・昼間

契約管理官 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線130)

◎総務部経理調達課長補佐 いけじり やすひと 池尻 泰人 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわた やすひさ 岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官 いのうえ かずひさ 井上 和久 (内線3114)